

# 《令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主なポイント》

## ～全サービス共通 減算関連改定～

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により、特にご注意いただきたい新設または見直しされた減算について、お知らせいたします。

### 1. 主な改定内容(全サービス共通)

- (1) 虐待防止措置未実施減算 (新設)
- (2) 身体拘束廃止未実施減算 (見直し)
- (3) 業務継続計画未策定減算 (新設)
- (4) 情報公表未報告減算 (新設)

#### (1) 虐待防止措置未実施減算(新設)

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底する目的で創設されました。  
令和6年4月1日から、次の要件を**すべて満たさないと「(虐待防止措置未実施)減算」となり**、所定単位数の**1%**が減算となります。



**経過措置はありません!**  
適切にご対応ください。

#### 【減算要件】

①	虐待防止委員会の開催	虐待の防止のための対策を検討する <b>委員会</b> を定期的に <b>(年1回以上)</b> 開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること
②	定期的な研修の実施	全従業者に対し、虐待の防止のための <b>研修</b> を定期的に <b>(年1回以上)</b> 実施すること ※ 欠席者がいた場合は、フォローを行ったうえで記録を残すこと
③	担当者の設置	上記措置を適切に実施するための担当者 <b>(虐待防止責任者等)</b> を置くこと

#### (2) 身体拘束廃止未実施減算(見直し) 次のように減算額が見直されました。

【変更前】	【変更後】
【全サービス共通】 5単位	【施設・居住系 ※】 所定単位数の <b>10%</b>
	【訪問・通所系 ※】 所定単位数の <b>1%</b>

※ 計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援、自立生活援助、就労定着支援を除く

#### 【減算要件】 次の要件を**すべて満たさないと減算**となります。

①	身体拘束等に係る記録	やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その「 <b>態様</b> 」「 <b>時間</b> 」「 <b>利用者の心身の状況</b> 」「 <b>緊急やむを得ない理由</b> 」その他必要な事項を記録すること ※ 事例が無い場合でも、記録様式を整備すること
②	身体拘束等の適正化のための委員会の開催	身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に <b>(年1回以上)</b> 開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること
③	指針の整備	身体拘束等の適正化のための指針を整備すること
④	定期的な研修の実施	従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に <b>(年1回以上)</b> 実施すること

### (3) 業務継続計画未策定減算(新設)

感染症や災害が発生した場合でも、必要なサービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、創設されました。

【減算要件】 次の業務継続計画(BCP)が**いずれか**または**両方**の未策定の場合、減算となります。

#### 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための「**業務継続計画(BCP)**」を策定すること

◆ 感染症BCP	①平時からの備え、②初動対応、③感染拡大防止体制の確立を記載すること
◆ 非常災害BCP	①平常時の対応、②緊急時の対応、③他施設及び地域との連携を記載すること

※ 業務継続計画の周知及び定期的な見直し、研修・訓練の定期的な(年1回以上)実施については、減算要件ではありませんが、適切に対応してください。

減算単位	施設・居住系(※) 所定単位数の 3%
	訪問・通所・相談系(※) 所定単位数の 1%

#### 【経過措置】

令和7年3月31日 まで	◆ 「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合
	◆ 「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていない(※) 事業所 ※ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援
令和9年3月31日 まで	◆ 就労選択支援事業所

### (4) 情報公表未報告減算

利用者への情報公表、非常災害時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対し、「情報公表未報告減算」を創設されました。

今一度情報公表に係る報告をしているかご確認ください。

減算単位	施設・居住系(※) 所定単位数の10%
	訪問・通所・相談系(※) 所定単位数の5%



#### ※サービス種別

◆ 施設・居住系	療養介護、施設入所支援(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービス含む)、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設
◆ 訪問・通所・相談系	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者施設が行う各サービスを除く)

## 2. その他

報酬改定におけるその他の改定内容については、厚労省ホームページ等をご確認ください。

【厚労省ホームページ】  
 トップページ>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>障害福祉>  
 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について

厚労省 障害福祉報酬改定



### 【その他の注意事項】

次の事項について、経過措置期間の終了に伴い、**令和6年4月から義務化**されます。

	指針・計画	委員会	研修・訓練	その他
<b>感染症の予防及びまん延防止のための対策</b>	指針の整備	6月または3月に1回以上 (頻度はサービスによって異なる)	年1回または年2回以上 (頻度はサービスによって異なる)	感染対策担当者
<b>業務継続計画(BCP)</b> ※BCPとは? Business Continuity Plan 災害などの緊急事態発生時に業務を継続することができるようにあらかじめ作成する計画のこと	計画の策定 (感染症・災害) <b>業務継続計画未策定減算の適用あり</b>	—	年1回以上	業務継続計画の周知、定期的な見直し
<b>安全計画</b> ※障害児のみ	計画の策定	—	定期的実施	自動車を運行する場合の所在の確認(ブザー等)の装置



詳しくは、厚労省のホームページ等をご確認ください。

担当：福祉部福祉課指導検査係  
03-5246-1157